2022年度 育成会フォーラム パネルディカッション 2023年3月

知的障害者福祉の展望と課題

全国手をつなぐ育成会連合会政策センター

静岡県 高木誠一(浜松市)

経歴

- 1976年 知的障害児通園施設指導員
- 1989年 小規模授產所施設長
- ・1993年 重度障害者デイケア施設施設長
- 1997年 障害者支援施設施設長
- 2017年~ 相談支援専門員

社会福祉士

社会福祉法人ひかりの園 理事 NPO浜松成年後見センター 代表理事 静岡トラブルシューターネットワーク代表 浜松インクルージョン研究会会員

第19条 自立した生活・脱施設

- ・権利委員会は「障害児を含む 障害者が施設を出て地域で暮 らす権利が保障されていない」 ことから「脱施設化」を勧告。
- •精神科病院の強制入院を障害に基づく「差別である」とし、自由を奪っている法令の廃止を求めている。

国連障害者権利委員会副委員長 ヨナス・ラスカス氏(リトアニア国立ヴィータウタス・マグヌス大学教授)

日本障害フォーラム(JDF)講演会 2022/9/20

「日本に脱施設化を勧告したが、 自然には実現できないだろう。 はっきりとした戦略が必要だ」



放置されてきた障害者支援施設



入所施設12万7000人、グループホーム 15万人

新しい入所施設は作られていないが、施設に生活する人は12万7000人もいる。 地域移行した人数分は新たに入所施設で受け入れている。

入所施設の利用者の暮らしはどれだけ変わったのか

果たして、障害者自立支援法施行から、入所施設はどれだけ変わったか 脱施設が求められるなか、入所施設の今後のあり方を考えるときがきている。

令和4年9月5日 県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会

- 人権意識の大きな欠如が生じている。
- 多くの事案に共通していることは、園内生活の中 において、支援職員の多くが、根底に誤った環境 設定意識を持っていたことがあり、疑問を抱い た時であっても、支援の適性さにつながる施設 内部体制の欠如があったことが考えられる。こう した結果、利用者が人間らしい生活を送れなく なっており、また、支援職員も利用者を人間とし て見られなくなっている状況である。

令和4年9月5日 県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会

- 不適切な対応を受けた利用者の多くは、民間の施設での 支援・対応が困難という理由で、県立施設で受け入れて きた背景がある。こうした状況の、受け入れ段階で、地域 との連携が途絶することとなり、その結果、閉鎖的な環 境の中での不適切な支援が、常態化することとなった。
- 今後、生活支援を開始する時点という意識を持つべき時期に、受け入れたという事実だけから、困難の解決をすでに相当程度終えているという誤った意識があったと思われる。
- ・他の資源との連携を形成する中で、園での生活に留まらず、外部を体験すべきだと思う。現状では、<u>利用者が外に</u> <u>行きたい</u>ということに支援職員が気づいていない。

人間らしい暮らしとは

- ・ 中軽度の障害の人は地域移行は 地域移行した。
- 入所施設に新たに入ってくる人は 「強度行動障害のある人」がほと んど。
- 入所施設に残っている利用者は 高齢期を迎えている。

入所施設の地域化へ

提案

- サテライトを開設して、本体の入居者数を減らす
- 個室を基本として、ユニット化を進める
- 短期入所の機能を強化する
- ・地域移行の加速化=「自活訓練事業(昭和63年)」 の復活があっても
- 入所施設の「地域化」を進める
 - ・移動支援の活用 地域での暮らしを広げていく
 - ・ 職住分離(日中は地域で活動する)
- 高齢化に対応した医療体制(地域医療)の強化

障害者支援施設を地域生活支援拠点等 とする際には、当該障害者支援施設につ いては、小規模化等を進めるとともに、 地域における関係機関との連携により、 施設入所者の地域生活への移行、地域と 機会の確保、地域の障害者等に 支援を行うことなど、地域に開か れたものとすることが必要である。

居住支援の提言(2)施設入所支援

③類型

権利擁護の観点や、極めて高い専門性を有するケースに対応するため、新たに小規模ユニット施設とサテライト施設を創設するなど、施設整備基準の見直しを図るとともに、従来型の施設入所支援とは別の報酬体系を整える。

- ・主たる施設 従来の基準に加え、支援度の高い利用者に支援する環境として、個室を前提とした小規模 ユニット施設の類型を創設すべきである。
- ・サテライト施設
 小規模での生活や、街中での生活などのニーズに応えながら、継続して第1種社会福祉事業である障害者支援施設の専門性の高いサービスを利用できる仕組みとして、サテライト施設の類型の創設に向けて、役割や機能等について議論すべきである。

サテライト型施設のイメージ例

障害者支援拠点施設 定員50名









障害者支援施設でも移動支援の利用を可能 にしてほしい

在宅生活の人・グループホーム入居者は利用可

障害者支援施設入居者は利用不可⇒人手の少ない休日は施設 で過ごすことを余儀なくされている。地域化とは程遠い現状。



移動支援は「地域生活支援事業」であり、市町村によってサービ ス提供体制に大きな格差が生じている。

個別給付事業(義務的経費)にすることで一層の社会参加が期待できる。同時に障害者支援施設入居者の利用を認めてほしい。

職住同一の入所施設から職住分離へ

現在の障害者支援施設の制度

日中活動サービス(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)と 夜間支援(施設入所支援が一体になっている。別の事業所の日中活動を 利用することも可能)が一体になっている。

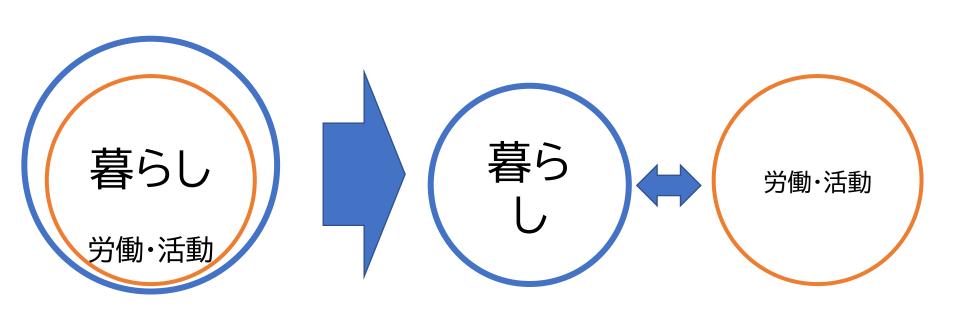
障害者支援施設

日中活動サービス

夜間支援

夜間支援なのか、日通活動支援なのか・・・・どちらも不十分な状況

職住同一から職住分離へ







大切なものがある 大切な人がいる 楽しみがある 自分らしい暮らしをしたい







第24条 インクルーシブ教育

A)国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの 中で、分離特別教育を終わらせることを目的と して、障害のある児童が障害者を包容する教育 (インクルーシブ教育)を受ける権利があること を認識すること。また、特定の目標、期間及び 十分な予算を伴い、全ての障害のある生徒に あらゆる教育段階において必要とされる合理 的配慮及び個別の支援が提供されることを確 保するために、質の高い障害者を包容する教育 (インクルーシブ教育)に関する国家の行動計画 を採択すること。

- B)全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保すること。また、通常の学校が障害のある生徒に対しての通学拒否が認められないことを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること、及び特別学級に関する政府の通知を撤回すること。
- C)全ての障害のある児童に対して、個別の教育要件 を満たし、障害者を包容する教育(インクルーシブ 教育)を確保するために<u>合理的配慮を保障する</u>こと。
- D) <u>通常教育の教員及び教員以外の教職員</u>に、障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)に関する研修を確保し、<mark>障害の人権モデルに関する意識</mark>を向上させること。

- 特別支援教育の子どもの数は57万人で10年前に 比べて、およそ2倍となっている。
- ・永岡大臣:「多様な学びの場で行われている<u>特別支援教育の中止は考えていない</u>」「勧告の趣旨を踏まえて引き続きインクルーシブ教育システムの推進に努めたい」
- 学校選択は本人や保護者の意向を最大限尊重するとはしているが、障害があると教育委員会からは特別支援学級や支援学校を強く勧めことも多い。
- 「通常学級で学べることを知らなかった」という親の 声もある。



- 中の数量者のうち約7例 や、専門知識を持つ教養の養 か、専門家ではなく近任が立一年生の近任を持めるのでは任一合う対応は罪しいと訴えた。子も者の少なくともも人(2)打る仕組みを考えていき。彼が様えたと説明した。 は、別案での指導服勢の警備、団剣を指える子の数を集計し、単方の小学校の通常学校では、といあり、「一人一人に向き、は過人で、診断を受けている。事を活躍し、支援につなげ、彼の様々という。 後が権加したのではなく、 おらず、支援対象から向れて 文料資は「発達障害の処理 援が必要」との判断を受けて 親の理解が提出り就当とのいる実施も判明した。文料省から、信告や対人関係の面で 品となり、学年が選号とに報告が下がる機関が出た。初めて調査した高校 等分かった。2015年の前回調査から2・3 II増えた。教員の利用を易に 文原籍を協が8-89を軸していると指定されることが以口、文部科学者の調 て行う。防企業等官人総合該当る。小学校で10・4%、中学でも、 笠小中学校の選挙後に、注意の変数は随事 人口口 なんの間言の おんず、支援対象から向れて、立枝で情出した約~万号工人、南晋の可能性があるが、軍士徒に、特別の指字表に存職する。子が、クラスに3人は確実にいずれも過去概念を重新・特 7割支援漏れ 調査は今年初め、 文科省調查 小田学校の抗人学校には位置、ように取じる」と話す。きら、輪も一、発達開春とみられる 選は妹外、安育は一部のかある。

細やかな対応 県内も課題

る。事を指し、支持につなげる

%、公室及がす・14名で 合は、公立小中学校がら、毎 内で発達障害と経断・利用さ

の児童を13人に対して通路 温の数日人が配置できる はりる見に上昇した。対策 よに関して水真を手目で 中度の調査は果によると って不整をなに 用数数が1月に発表した本

に差がある」と指摘する。一般 この教諭は、発達障害に関

学級に2人→2022年 2012年

学級に3人

分離しない教育のあり方が問われている

学校現場での合理的配慮を常識に

- 全ての障害のある児童に対して、個別の教育要件を満たし、障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)を確保するために合理的配慮を保障すること。
- 通常教育の教員及び教員以外の教職員に、障害者を 包容する教育(インクルーシブ教育)に関する研修を確保し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。

放課後等デイサービスの実践 保育所等訪問支援の活用 相談支援と教員の連携の強化

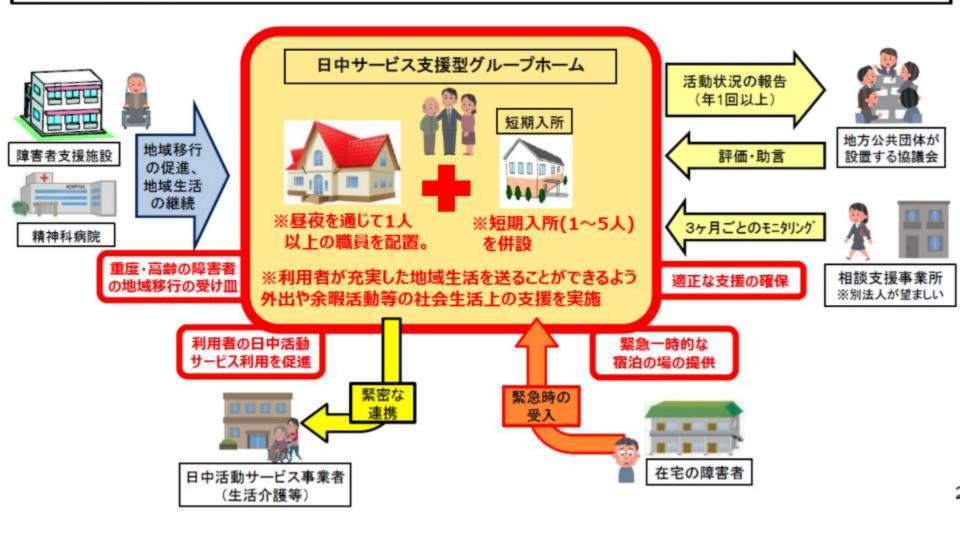
グループホーム

3年の見直しについて 中間整理 より

グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった<u>支援の質の低下が懸念される。</u>

地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。



増えている日中サービス支援型 実際には、どういう人が入居しているか

- ・ 救護施設からの地域移行する人
- ・地域生活が困難になってきた人
- ・ 独居生活が困難になってきた障害者
- ・ 会社を定年して不安を感じている人
- 引きこもって暮らしてきて親が高齢化している人
- 精神科病院から退院する人
- 宿泊型自立訓練から移行する人

印象

「サービス付き障害者住宅」というイメージのところが多い

<u>軽度の障害者への支援がこれまで薄かった</u> ことへを反映している(区分3~4)

日中サービス支援型GHへの不安

- 協議会で評価はされているが・・
- ・重度障害者の支援が十分に提供できない体制の事業所が多い。
- 日中活動のプログラムが提供されていない、その設備も 整備されていない。
- 外部の事業所に通所することを制限する事業所がある。
- 閉鎖的な環境で、地域と隔絶されていないか?
- ・重度障害者の入居が促進できないがために十分な報酬 が得られていない。撤退する企業もあるのでは・・・?

重度障害者の地域生活を支える グループホームの拡充を

強度行動障害支援の基盤整備

- (1)重度障害への対応では、加齢児対応も含めた実効性のある強度行動障害児者の地域生活支援を実現する法改正等が必要と考える。
- 強度行動障害支援ナショナルセンター(地域センター)の法 定化
- 重度障害者等包括支援(重度包括)の支援区分「4」以上の 強度 行動障害児者への対象拡大
- 訓練等給付費への重度包括相当サービス新設
- 重度訪問介護の障害児への対象拡大
- ◆ 行動障害については障害支援区分の軽度化を報酬評価する仕組みも導入すべき。
- 累犯障害者への支援についても何らかの法的位置づけが必要。

「強度行動障害」に関する対象者の概要

「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど<u>本人の健康を損ねる行動</u>、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど<u>周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動</u>が、<u>著しく高い頻度で</u>起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」(福祉型障害児入所施設の場合は強度行動障害判定基準表」)を用いて判定し、一定の点数以上となる人(24点中10点)に対して手厚い支援(下記の図参照)が提供される。強度行動障害にいたる前からの支援や行動改善が見られた後における継続的な支援が提供できるようにするため、「行動援護」は平成20年、「共同生活援助、短期入所、施設入所支援の重度障害者支援加算」は平成24年に対象者判定の基準点を引き下げたところ。また平成30年度報酬改定において、生活介護についても「重度障害者支援加算」の対象とし、障害児通所支援については「強度行動障害児支援加算」を創設した。

さらに令和3年度報酬改定において、グループホームで新たに区分4以上も「重度障害者支援加算」の対象とし、障害者支援施設で実施する生活介護の外部通所者にも「重度障害者支援加算」を算定可能とする等の拡充を実施した。その結果支援対象者が拡大している。

行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者

(国民健康保険団体連合会データ)

のベ

68,906人(令和3年10月時点)

(行動援護、共同生活援助、短期入所、生活介護等を重 複して利用する場合があるため、のべ人数としている)









短期入所(重度障害者支援加算) 4,994人施設入所支援(重度障害者支援加算 II) 21,933人福祉型障害児入所施設(強度行動障害児特別支援加算) 15人

共同生活援助(

(重度障害者支援加算I)4,618人 (重度障害者支援加算II)2,759人





生活介護(重度障害者支援加算) 17.633 人

放課後等デイサービス(強度行動障害児支援加算)3,451人 児童発達支援(強度行動障害児支援加算)307人

I 強度行動障害スコア

行财建切内容	行動物的目安の例示	1点	3点	5点
1 ひどく自分の体を叩いた り傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、つめをは ぐなど。	過回以上	即回以上	18#
2 ひどく叩いたり蹴ったり する等の行為	魅みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手が怪我をし かねないような行動など。	月1回 以上	週1回以上	1日3
3 激しいこだわり	強く指示しても、どうしても限を続ぐとか、どうしても外出を拒 みとおす、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行く、などの 行為で止めても止めきれないもの。	週1回以上	即以上	1日3
4 激しい皆物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果 免害が本人にもまわりにも大きいもの、服をなんとしてでも破っ てしまうなど。	加	週1回以上	183
5 接受性	昼夜が送転してしまっている、ベッドについていられず人や物に 危害を加えるなど。	加以上	週1回以上	銀田
6 食べられないものを口に 入れたり、過食、反すう等 の食事に関する行動	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げるとか、椅子に建って いれず、皆と一緒に食事できない、便や釘・石などを食べ体に異 常をきたした爆食など。	週间	伽	但至
7 排せつに関する強度の障害	便を手でこわたり、便を投げたり、便を整面になすりつける。強 迫約:排尿排便行為を繰り返すなど。	月1回 以上	週间以上	毎日
8 著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出しをする。目を離すと一時も 座れず走り回る。ベランダの上など高く危険なところに上る。	加ル	週1回以上	細
9 通常と違う声を上げた り、大声を出す等の行動	たえられない様な大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間 も続く。	御	18中	絶対
10 パニックへの対応が困難	一度パニックが出ると、体力的にもとてもおさめられずつきあっ ていかれない状態を呈する。			m
11 他人に恐怖感を与える程度の犯罪な行為があり、対応が困難	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、 かかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。			en

9点未満?
10点以上
20点以上?

○平成24年4月 重度障害者支援加算(II)(8点以上 \rightarrow 支援区分10点以上)

3年の見直しについて 中間整理 より

支援対象者の評価基準の在り方について適切な支援を行う観点からどのように考えるか

- (1)「行動関連項目」による評価の課題と対応
- (2) 強度行動障害が特に強い状態に有る者に対する評価の在り方

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」

障害者部会報告書報告書 2022年6月

- ・強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者の支援体制の整備が課題となっている。特に、地域における住まいの場であるグループホームにおける重度障害者の支援体制の整備が課題。
- グループホームは、入所施設からの地域移行をより 一層推進する観点から、障害者の重度化・高齢化に 対応するための受入体制の整備を図っていく必要が あるとともに、強度行動障害の支援はグループホー ムにおける個別的な支援がなじむ面がある。

強度行動障害を有する者への支援に際しては、<u>強度行動障害は、生来的な障害ではなく、周囲の環境や関わりによって現れる「状態」であり、児童期からの適切な支援や、本人の特性に合った環境調整等によって、状態が大きく改善され得るものである</u>点に十分留意して検討が進められる必要がある。

強度行動障害を有する者に対して継続的に適切な支援を行うためには、グループホームや障害者支援施設など複数の事業所で支えていく仕組みが必要になる。

次期(令和6年度~)障害福祉計画において、重度障害者等の支援が行き届きにくいニーズについて、全体の必要量とは別に、そのニーズを見込み、整備を促していくこと等について検討すべきである。

支援や生活の環境こそが問題

のぞみの園研修テキスト 2020 から

●そのまま、**障害からくる苦手さが解消されない**と、さらに、激しい行動をとることがあります。また、適切な行動を教えてもらう機会がなかったり自分の気持ちを伝えるために激しい行動を取った時、**周囲が**その行動を止めるために本人が望むままの対応を繰り返していると、「激しい行動をすることで自分の気持ちが伝わる」と理解し、激しい行動が定着してしまうこともあります。

このように、

- ☑ 適切な行動を教えられていない
- ☑ <u>周囲が誤った対応を繰り返す</u>



行動が激しくなっていく

=「強度行動障害の状態」

「強度行動障害」という言葉

- 「強度行動障害」は、行政用語 で適切な言葉とは言えない。
- このような行動は、周囲の者を困らせる(?)が、最も困っているのは本人自身である。
- ・強度 行動障害は、従来は本人の障害の特性や個人の条件から生じているとされていたが、今日では、支援が適切に行われないときに示される、支援者側に原因がある、利用者の支援の不十分さに対する「抗議活動(challenging・behaviour)」とされている。
- これは、環境の要因が大きいということで、<u>入所施設などの</u> ような集団生活で管理性の強い居住環境が課題となる。

行動障害と虐待

行動障害を伴う人への虐待が多い その原因は・・

行動障害を有する人の障害理解の欠如

行動障害を有する人へのと私たちの支援ス キルの低さ

- 人権意識がマヒしている。
- 行動障害を否定的に捉え、思い込みでかかわる。
- ・支援者の嫌悪感を表現する。
- ・自省をしない支援者。
- かかわる中でのアセスメント(観察評価)がされていない。
- ・評価されない(相互批判がない)。
- 個別化(一人ひとりにあわせる支援)を考えずに、 変わらぬ 集団参加型支援を続けている。



集団行動を強制する。 問題行動の要因を探ることなく、力技と罰で 対応する。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会

(1)十分な専門性を持って日常的な支援を担う「中核的人材」の育成

(検討の視点の例)

・強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)は、それまで自閉症支援に携わったことのない人も受講しやすいよう構成されており、受講者数は広がってきている。

基礎研修 87,423人

実践研修 46,087人(2014-2020年実績)

これだけの支援者が自閉症の特性を理解した。

強度行動障害支援者養成研修の講義 浜松手をつなぐ育成会 小田文子さんの語り



自閉症支援の大勉強会は行われているが・・

- どれだけ支援現場で活用できているだろうか?
- どれだけ研修の成果として、利用者に還元されているか?
- 本人や家族には説明されていない。
- 加算の要件取得に終わっている実情がある。

3年の見直しについて 中間整理 より

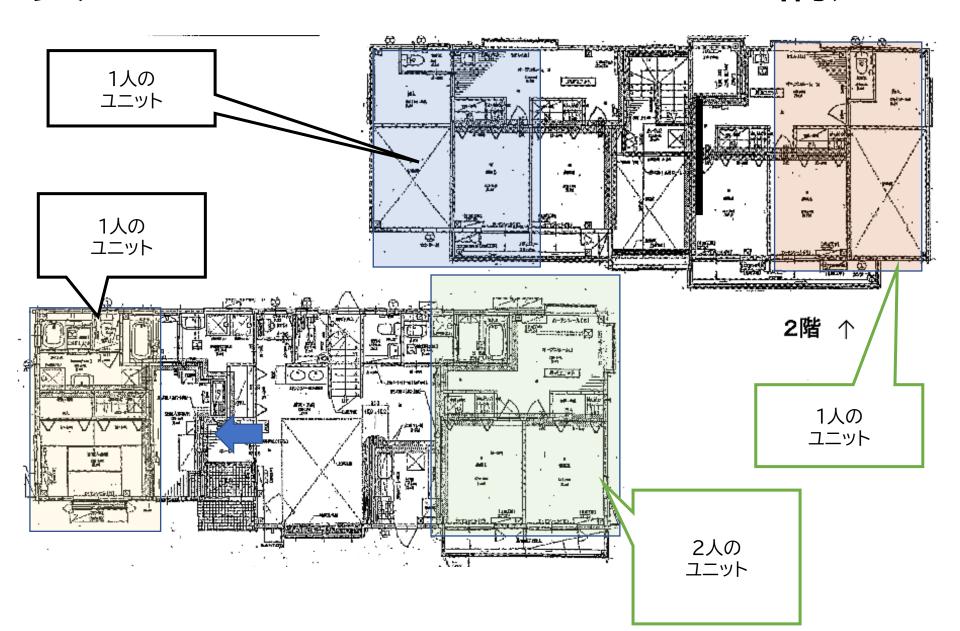
一方で、障害特性や支援の手順等の基本的な知識は獲得できたとして も、それらが実際の現場での支援実践に活かされにくい状況があり、更 なる人材育成の重要性が指摘されている。

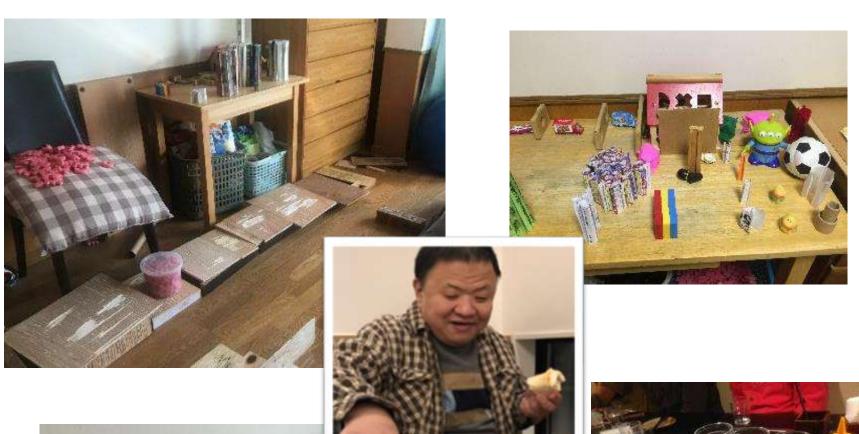
強度行動障害支援者養成研修の内容を踏まえて、現場において適切な 支援を実施し、組織の中で適切な指導・助言ができる人材が必要である と考えられ、その人材を「中核的人材」と位置づけ育成してはどうか。 「療育」理事長、懲役3年確定へ 障害者を監禁、控訴しない意向 2023/2/2(木)

- ・発達障害のある中学生ら3人を「療育」と称し相次いで 監禁したとして、逮捕監禁罪に問われ実刑判決を受け た障害者支援のNPO法人「さるく」(福岡市)の理事長、坂 上慎一被告(58)=同市早良区=の弁護士は2日、毎日 新聞の取材に対し、控訴しない方針を明らかにした。坂 上被告から控訴しない意向を確認したという。懲役3年 を言い渡した1月20日の福岡地裁判決が確定する見通 し。
- 判決は、手っ取り早く制裁や威嚇を加えて服従させる目的で、悪質な逮捕監禁を繰り返した点を重視し「非人道的、常習的犯行だ」として実刑を選択した。控訴期限は2月3日。

強度行動障害のある人の地域生活の実現を

安心できるグループホームの構造









入所施設から地域移行して

- プライベートな安心できる生活空間が保障されると、こだわりは極端に減る。
- 自分の部屋の過ごし方や自分でできる活動にベクトルが向かう。
- ・少人数だと、住人の生活動線も整理しやすい。
- トラブルが激減する。40×30→6×4(関係性)
- 生活世界が安心できるものになると、人への信頼 もできてくる~さらに活動が広がる。
- ・<u>集団生活が苦手な人に集団生活を強制する手法は</u> もうやめたらどうか。

強度行動障害支援の住まいの基盤整備を

重度障害への対応では、加齢児対応も含めた実効性のある強度行動障害児者の地域生活支援を実現する法改正等が必要と考える。

- ●強度行動障害支援ナショナルセンター(地域センター)の法定化
- ●重度障害者等包括支援(重度包括)の支援区分「4」 以上の強度行動障害児者への対象拡大
- ●訓練等給付費への重度包括相当サービス新設
- ●重度訪問介護の障害児への対象拡大
- ●行動障害については障害支援区分の軽度化を報酬 評価する仕組みも導入すべき。

高齢化問題 入所施設と地域医療

地域医療が利用できない入所施設

グループホーム 看取りの支援

- グループホームなら在宅医療が利用できる。
- 実際に訪問診療や訪問看護のケアのプロセスで、医療関係者の障害者への理解が深まった。 在宅医療との連携が始まった。
- グループホーム、相談支援事業所、ケアマネ、 後見人、家族、医療機関で、話し合い、人生最 後の時を探った。
- 「人生の最期を支えよう」という支援者の気持ちが芽生えた。

在宅支援医院



グループホームに暮らしながら、心配な時は入院する。

(1) 在宅復帰支援

・ご本人様、ご家族様へ適切なアドバイスを行い、安心してご自宅へ帰っていただけるようサポートします。

(2) 症状コントロール

・ご自宅で調整が困難な時に、症状の評価や薬の調整を行います。

(3) レスパイト(介護者の休息)

- ・医療や介護の依存度が高い方を中心に受けさせていただきます。
- ・ご家族様や介護者にも休息は必要です。24時間看護師が常駐します。

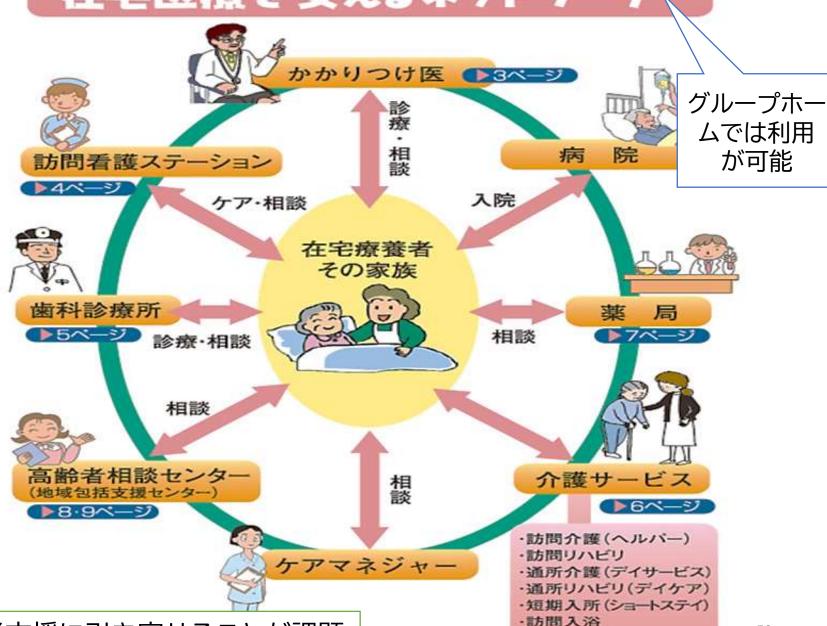
(4) 看取り

・ご自宅や施設での看取りが困難な時にご相談ください。

高齢化と医療

- 医療ケアが必要になる。
- ・現在の入所施設の医療ケアの機能はとても低い。
- 高齢者分野が開拓してきた「在宅医療」を活用する。 障害者支援分野に引き寄せていく。
- グループホームでは在宅医療を受けることが可能。
- 反対に入所施設では地域医療が活用できない。障害者支援施設でも地域医療が利用できるようになると高齢化に対応が可能になる。

在宅医療を支えるネットワーク



障害者支援に引き寄せることが課題

50

· 訪問栄養指導

地域での自立生活を支える仕組み

GHのサテライトの期限をなくしてほしい。 GHのユニットを「定員1~」にしてほしい。

障害ある人の一人暮らし ここから

そんな当たり前の希望も、日本では障害があると難しいの 移行につなげたい考えだ。どんな「住まい」なのか。 先行する取り組みを取材した。

> **個保の支援などを実施する。** 移れるように、金銭管理や住宅 型」では3年ほどで単身生活に けることが基本だが、「通過 のグループホームは長く住み締 型」と呼ばれるタイプだ。

ここには、連携する宿泊型の

洗濯する仕事をしている。 いう。日中は介護施設の衣類を るようにしたい」と入居したと 西脇さんは「親亡き後」を見据 明日香さん(40)に話を聞いた。 計約3年過ごすという。 住む。二つの施設を合わせて、 「連携型大田」で暮らす西脇 「いつか一人暮らしをでき

階段でサボ 西脇さんは、すでに自立訓練 トをうけてきたた

> す」。過去後は、別のグルー か。体調管理にも不安がありま ちゃんと時間の管理ができる 題なくできる。ただ、こうも話 め、部屋の掃除や金銭管理は問 を希望しているという。 っているけれど、 した。「今は消灯の時間も決ま ムに移って経験を積むこと 一人となると

田」。軽度の知的障害がある人

のグループホー

ム「連携型大 東京都大田区 ーム構想

先行の現場

13人送り出したが

するようになることが多いとい 仕事が続かなかったりする場合 銭的に生活が厳しくなったり、 を続けているのは2人だけ。金 9年の設立。 再び別のグループホームで生活 施設を離れ、いまも一人暮らし この「連携型大田」は201 国内では現在、15万人を超す これまでに13人が ムを退去しても、

立って東京都が設けた「通過

こしたりする。 グで話したり、

このグループホ

ムは国に先

目がご飯を食べて共有のリピン

各自の部屋で過

八居者たちが帰宅してきた。各

午後の時ごろ。

仕事を終えた

the self-resident PECAL and No. 2012 to the second second

や服薬の管理、住宅確保といっ ていけるように、買い物の同行 が自立した一人暮らしに移行し 従来のサポートに加え、希望者 法を改正。新タイプのグループ する人は約4側にのぼった。 者のうち「一人暮らし」を希望 事業所に調査したところ、 度、グループホームを運営する た支援にも取り組む を行いながら共同生活を営む。 食事の介助や日常生活上の援助 ホームの新設を目指している。 せるよう同省は障害者総合支援 ムで暮らす。厚生労働省が21年 障害者の人たちがグループホ 方、新タイプでは、こうした 現行のグループホー こうした希望者が地域で暮ら 人では、

たら、その後はどこにつなぐの と指摘する。 応じた継続的な支援が必要だ また、 『一定期間』を終え

意なこと、苦手なことがある。

一定期間」ではなく、

施設長は、

「その人によって得

手をつなぐ育成会」の朝熊貴史 運営する社会福祉法人「東京都

その先の支援体制の充実が重要 か。グループホームでずっと退 を広げる必要がある」と話す が求められるが、今はまだ広ま 城で一人暮らしを支援する体制 去者を支援するのは難しい。 っておらず、そうした体制整備 新設されるグループホー



グループホーム「連携型大田」 生活する入居者=東京都大田区

3年で金銭管理や家事習得→ 施設戻る例多く 自立.■

どのサポートをうけてから移り

賃金の使い方や、掃除、洗濯な 自立訓練施設「大田通勤寮」で

後も「一定期間」は、グループ

ムを退去した

ホームの事業者が相談支援など

に対応するよう求めている。

「大田通動寮」などを

で暮らせる十分な支援体制とは だけでは、障害がある人が地域 たなグループホームを設置する 言えないようだ。今回の改正法 一人暮らしの定着のため

「支援体制整備を」 ただ、現状では、こうした新

「支援体制整備を」朝日新聞 2月7日

現状では、こうした新たなグループホームを設置するだけでは、 障害がある人が地域で暮らせる十分な支援体制とは言えないようだ。今回の改正法では、一人暮らしの定着のために、グループホームを退去した後も「一定期間」は、グループホームの事業者が相談支援などに対応するよう求めている。

だが、「大田通勤寮」などを運営する社会福祉法人「東京都手を つなぐ育成会」の朝熊貴史施設長は、「その人によって得意なこ と、苦手なことがある。『一定期間』ではなく、特性に応じた継続 的な支援が必要だ」と指摘する。

また、「『一定期間』を終えたら、その後はどこにつなぐのか。グループホームでずっと退去者を支援するのは難しい。地域で一人暮らしを支援する体制が求められるが、今はまだ広まっておらず、そうした体制整備を広げる必要がある」と話す。

新設されるグループホーム。その先の支援体制の充実が重要な課題だ。

知的障害者の一人暮らしの支援

- ・就労支援や居宅介護、単発の訪問や相談支援などの組み合わせでは、では対応できない難しさ
- 常に「判断」の支援(意思決定支援)が必要である。
- 例
 - 今日は雨が降るのか
 - おしっこが出なくなった・・・・どうしたらいいか。
 - ベランダでタバコを吸っていたら、となりの人に叱られた
 - ・ 突然、電気が切れてエアコンが止まって、寒くてたまらない

暮らしは自立していても、常時の 包括的支援が必要

サテライトの良さ

- 自分らしい、プライベートな暮らしができる
- 包括的な地域支援が可能 = <u>不足するところはGHの総合的な支援が</u> 受けられる
 - 食事 入浴介助 通院支援 ゴミだし 衛生的な環境整備
 - 常時相談できる体制 ・余暇 ・外出や旅行 イベント
- 利用者にとっては所属する居場所(24時間の安心、仲間がいる、H OME)が保障される。



サテライト期限修了後も 同様の支援を受けられるように



サテライト期限3年の縛り



居宅介護等の園では単 身生活が無理な人

知的障害の人は包括的な支援が必要

報酬額と事業所の責任性

・自立生活援助サービス費(I)

- 月額16000円
- 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,558単位/月
- 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,090単位/月
- 共同生活援助 6:1の場合
- 区分3 (298単位/日)
- 区分2 (209単位/日)
- 区分1以下(170単位/日)

月額10万円円

グループホームのユニット

- 設置基準(現行)
- ・ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。



提案

- 設置基準
- ・ユニットの入居定員は、1人以上10人以下とする。

地域生活支援について

- ・グループホームの居宅介護個別利用を恒久化する。
- サテライト型の利用期限を撤廃する。
- 自立生活援助と地域定着支援相談の統合
- 特定相談と一般相談の再編
- ・地域生活支援事業については明らかに個別給付的なサービスが混在している。少なくとも移動支援と 日中一時支援は個別給付化するか、事業全体を補助金から交付金へ転換すべき。

暮らし方を選べること・そのためには

障害者支援施設 グループホーム ひとりで暮らす シェアハウス ヘルパーの支援を 困ったときに使え 地域での活動を カップルで暮らす 受けての住み慣れ る短期入所や一 支える移動支援の た自宅での暮らし 時預かり 保障 レスパイト入院で 看取りを支える地 安心できるひとり 緊急時・災害時の 域医療 きる医療機関 暮らしの支援 安心·支援 常に相談できる仕 地域生活での医 組み 療ケアの保障

第12条 成年後見制度に関する勧告

- A) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。
- B) 必要としうる支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて<u>意思決定をする</u>

第二期基本計画における基本的考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利 擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。
- 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利 擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

◆成年後見制度等の見直しに向けた検討◆

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期(更新)
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化 に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関係する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

◆総合的な権利擁護支援策の充実◆

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス (簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等)が確保される 方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を 発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものと する方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

持続可能な権利擁護支援モデル事業

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

○ 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- <u>都道府県等は、意思決定支援研修等</u>を継続的に行う。<u>国は、意思決定支援の指導者育成、意思決定支援等に</u> 関する専門職のアドバイザー育成、専門的助言についてのオンライン活用支援などに取り組む。
- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のほか、各種意思決定支援ガイドライン等について、 普及・啓発を行っていく。
- 意思決定支援の取組が、保健・医療・福祉・介護・金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。

○ 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

- 各家庭裁判所には、地域の関係者との連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現できるよう、引き続き努力することが期待される。
- 最高裁判所・家庭裁判所には、関係機関等とも連携し、本人情報シートの更なる周知・活用に向けた方策を 検討することが期待される。

後見人等に関する苦情等への適切な対応

 家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県は、それぞれの役割を基本として、苦情等に適切に 対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。

成年後見制度の改善なのか成年後見制度の廃止なのか

- ・成年後見制度に代わる権利擁護の仕組みを どう構築するか。
- ・実効性のある制度が必要
- ・意思決定支援の仕組みづくりと法的な権利 擁護支援のあり方(民法改正)の整理
- 教育や福祉の支援における意思決定支援の あり方
- 代行決定も必要な場合があるのでは

意思決定支援を考える前に

どうして強度行動障害になるの?

環境

(物理的な環境、支援者、その他の人、状況等)

情報・刺激が

- ■偏ったり
- ■分かりにくい
- ■独特な形で 入ってくる

「分からない」の積み重ね

人や場に対する

嫌悪感・不信感

伝えたいことを

- ■言葉ではない
- ■独特の表現や行動を通して 伝えようとする

「伝わらない」 の積み重ね

障害特性

重度の知的障害+自閉症の特性は?

障害特性 × 環境要因 ⇒ 強度行動障害

強度行動障害とは

コミュニケーションが切れた状態

「分からない」の積み重ね 「伝えられない」の積み重ね

コミュニケーションの中で生きる

- 働くこと、支え合うこと、一緒に過ごすこと、一緒に楽しむこと、話すこと・・・全部コミュニケーション
- Communicationの語源 Communio コムニオ
- Communio とは「分かち合うこと」「と もにあること」

意思決定=聴くこと

「私の言葉を聞く相手なにしは私の発話はありえない。つまり、<u>私が私である</u>のは、相手なしにはありえない。」



意思決定支援に一番必要なことは、親や支援者の「聴くことの力」=支援者の能力の問題

私はこうやって聴いている。 浜松協働学舎根洗療

- 利用者が目で訴えている。それを感じる。
- 選択してもらうように心がけている。
- 相手と同じ目線で周りを見てみる。分かるときがある。
- 相手の動作をまねてやってみる。その人の気分が分かる。
- 表情、歩き方、息遣いでいやなことがあったな理解できる。その原因を 探ってみる。
- 身体をぶっつけてきたときも意味がある。
- 私(職員)の中に声が聴こえる。それを言葉にして、相手の前で自問自答してみる。そのとおりもことがある。
- クレーン要求に忠実に応える。
- パニックも明確なコミュニケーションだ。無視してはいけない。
- オーラが出ている。それを感じることだ。
- 訴える癖がある。スプーンをカンカン鳴らすこと、ロッキングすること・・・。

重度障害の人の介護や散歩もすばらしいコミュニケーション

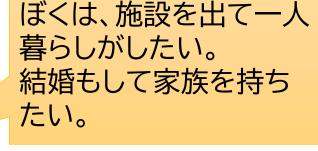
- 手のぬくもり
- ・同じ方向を歩く
- ・歩調を合わせる
- ・同じ景色を見る
- 同じ息づかい
- ・ 身体の共鳴

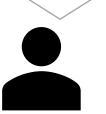
すべてコミュニケーション



意思決定支援というけど

一郎さんは、障害が重いから。日常生活に支援が必要。 24時間付き添うヘルパーはいないよ







施設の中で、できることを 希望してほしいな。 私たちにできることなら 応援するよ。



結婚して子供ができた ら自分では育てられな いでしょう? 子育てを支える仕組み はないから無理だと思 う。



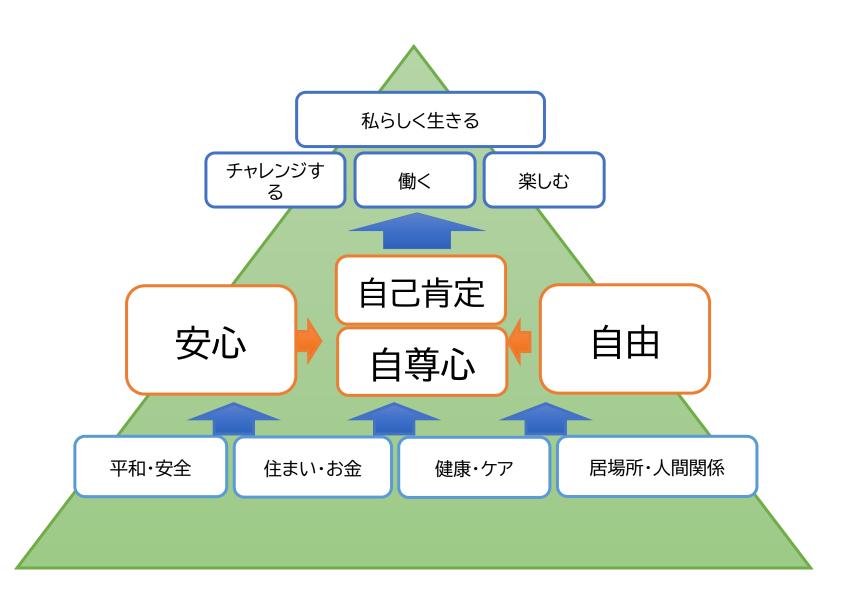
意思決定を決める4つの要件

本人の意向 支援を受けた 自己決定 チャレンジ 望む暮らし 幸福感 生活の質の向上 豊かな暮らし

制度があること サービス 専門家の意向 と能力 家族の意向 関係者の意向 地域の社会資源 経済状態

> この隔たりを 埋めていく

幸福追求の権利の実現のためには



「重度障害者」という言葉 (ヨナス・ラスカス教授)

- 「障害の医学モデル」が深く根付いている。
- •「日本では、『重度障害者(person with severe disability)』という言葉をよく使います。しかし、それは医学モデルに基づく言葉、医学モデルの評価です。
- 人権モデルでは『より多くのサポート(those who require more intensive support)』と表現します」

うちは家族の相 談はしません

相談してもらっても サービスはありません



規則でできませ ん。報酬もないし。



連携とは

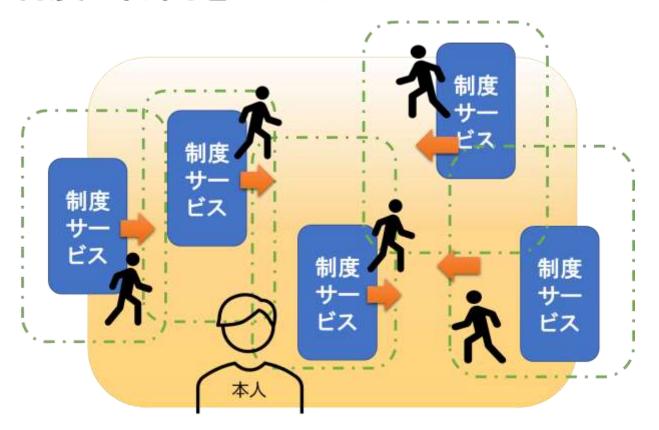
ちょっと無理をお願いすること

頼まれたらちょっと無理をすること



願いの相談が始まり

制度の隙間を埋める







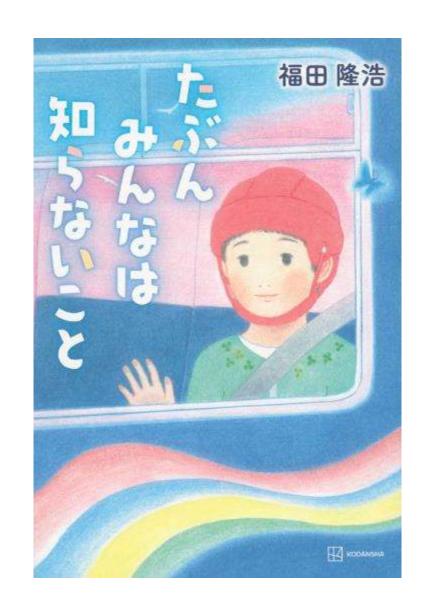
協働関係

必読です!

ねえねえ。なに話してるの? そんなふうにいえればいいんだけ ど、わたしはおしゃべりができな いから。

おしゃべりしようって思っても、 頭のずっとおくのほうでなにかが ちかちかってするだけ。お口も じょうずにうごかせないし、もう しかたないなぁって思ってる。(本 文から)

福田 隆浩 講談社 2022/5/26



当事者のいたたまれなさ・やるせなさ

- 若い職員に怒られてしまう。
- 家族も職員も私を「〇〇ちゃん」という。
- 時間をかけてゆっくりとご飯を食べていたら「時間だからもういらないね」と言われ、片づけられてしまう。
- うるさくてここにはいられないと思って立ち上がったら「どこいくの?」と叱られた。
- 人前で「またおしっこなの」と大きな声で言われた。
- 作業の手が止まったら「もう帰りますか?」と言われた。

いたたまれない(居た堪れない) やせない(遣る瀬無い)



家族の思い



浜松手をつなぐ育成会の会員の声から

「嘘ついている人はすぐわかるね」

「職員への信頼は、正直、誠実さだね」

「子どものことをわかろうとする職員がいい」

「話を十分聴いてくれる人が信頼できる」

「親のような目線で子どもを見てほしい。親の代わりはいないだろうけど、この人なら託せるという人がほしい」

「欲しいのは制度じゃなくて、そういう人だよね」

育成会は地域連携の軸

本人中心

